

2019年度「学校における医療的ケア実施体制構築事業」成果報告書

教育委員会名	北海道教育委員会
--------	----------

I 概要

1 選択したテーマ

テーマ	取組項目	選択
①人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケアが必要な児童生徒等を学校で受け入れるための校内支援体制に関する研究	(ア) 高度な医療的ケアが必要な児童生徒等を学校で受け入れるに当たり、原則、保護者が医療的ケアを実施しないかつ学校における待機が不要な医療的ケア実施体制を構築するための研究	○
	(イ) 高度な医療的ケアが必要な児童生徒等を学校で受け入れるに当たり、保護者と看護師・教員等との役割を明確に分担し、保護者の負担軽減を図るための医療的ケア実施体制を構築するための研究	○
	(ウ) 高度な医療的ケアが必要な児童生徒等を学校で受け入れるに当たり、保護者から学校で医療的ケアを実施する看護師・教員等への引継ぎを短期間で安全に行える医療的ケア実施体制を構築するための研究	
	(エ) 訪問教育を受けている児童生徒が通学籍として学校に安全・安心に通学可能となることを目的として医療的ケア実施体制を構築するための研究	
②人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケアを含めた学校における医療的ケア実施に対応するための医療的ケア実施マニュアル等策定に関する研究	(ア) 人工呼吸器等の高度な医療的ケアを含め、教育委員会と所管する学校が連携して安心・安全に医療的ケアを実施するための医療的ケア実施マニュアル等を策定するための研究	○
	(イ) 人工呼吸器等の高度な医療的ケアを含め、教育委員会と所管する学校が連携して安心・安全に医療的ケアを実施するために、医療的ケアを実施する教員・看護師の役割分担及び協力体制等を考慮した研修テキスト等を策定するための研究	
③地域や学校の施設・設備等の状況を踏まえた医療的ケア連携体制に関する研究	(ア) 医療的ケアを実施する体制が十分に整備されていない学校を指定し、学校における医療的ケア実施体制を構築するための医療的ケア連携体制に関する研究	
	(イ) 地域や学校の施設・設備等の状況を踏まえ、医療的ケアを実施する体制が十分に整備されていない教育委員会・学校が医療的ケアの実施体制が整備されている教育委員会等と連携し医療的ケア実施体制を構築するための連携体制に関する研究	○

2 研究の概要

- (1) 人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケアが必要な幼児及び児童生徒（以下「高度医ケア児」という。）を学校で受け入れるための校内支援体制に関する研究
高度医ケア児の受入れ体制や保護者負担軽減に関する検討を行うための、医療的ケアに精通した医師（以下「指導医」という。）指導医等による道立特別支援学校への巡回相談及び研修の実施
- (2) 人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケア（以下「高度医ケア」という。）を含めた学校における医療的ケア実施に対応するための医療的ケア実施マニュアル等策定に関する研究
平成 29 年度・30 年度の本事業成果を踏まえて作成した試案の検証による「医療的ケアハンドブック(改訂版)」(以下「ハンドブック」という。)の作成
- (3) 地域や学校の施設・設備等の状況を踏まえた医療的ケア連携体制に関する研究
特別支援学校のノウハウを生かした、小・中学校等における医療的ケア実施体制の整備に向けた支援

3 研究の内容等

(背景・課題意識・提案理由)

北海道教育委員会（以下「道教委」という。）では、平成 29 年度・30 年度の 2 年間にわたり、文部科学省の委託を受け、「高度な医療的ケア等に対応した校内支援体制充実事業」を実施し、道立特別支援学校において、保護者と看護師・教員等との役割の分担による保護者負担の軽減や、高度医ケア児の受入れ手順の整理による校内における医療的ケア実施体制の構築に取り組んできた。

特に、平成 30 年度は、モデル校における研究成果等を整理した「医療的ケア実施のためのハンドブック(改訂版)試案」（以下「試案」という。）を作成した。

しかし、人工呼吸器の管理を必要とする生徒のうち、自発呼吸がなく呼吸状態が安定しない 1 名については、学校生活全般に保護者の付添いが必要な状況が継続しており、引き続き、可能な限り保護者の負担軽減を図るための方策を検討する必要がある。

本道においては、学校生活において医療的ケアが必要な幼児及び児童生徒（以下「医療的ケア児」という。）が在籍している特別支援学校（以下「医療的ケア実施校」という。）（平成 30 年度 23 校）に在籍する幼児及び児童生徒（以下「児童生徒等」という。）の状況や地域の医療機関等の関係機関の状況が大きく異なる状況にある。そのため、医療的ケア実施校において試案に基づいた実施体制の整備に取り組むとともに、各校からの意見聴取をとおして、その妥当性を検証するとともに、改善を図る必要がある。

加えて、平成 30 年度、道内には、札幌市を除き、幼稚園 1 園に 1 名、小・中学校 35 校に 42 名の医療的ケア児が在籍している。人工呼吸の管理を必要とする児童生徒も 3 校に 3 名在籍しており、これまで蓄積した特別支援学校のノウハウを生かして、小・中学校における医療的ケア実施体制の整備を支援する必要がある。

(モデル校の選定理由)

平成 31 年度に人工呼吸器等を必要とする児童生徒が通学生として在籍する特別支援学校 3 校をモデル校として選定した。

モデル校としては、

○ 知的障がい者である児童生徒を教育する特別支援学校（以下、「知的障がい特別支援学校」という。）であるが、多くの児童生徒に肢体不自由が重複している、小規模な特別支援学校

○ 札幌市内に所在する肢体不自由者である児童生徒を教育する特別支援学校の2校を引き続き選定するとともに、

○ 本年度より人工呼吸器の管理を必要とする児童が入学する、知的障がい特別支援学校で大半が知的障がいのみの児童生徒であるが、肢体不自由のある児童生徒が複数在籍している特別支援学校

の1校を新たにモデル校として選定した。

加えて、モデル校以外の医療的ケア実施校23校を「研究協力校」として指定し、指導医又は看護師による巡回相談を実施するとともに、試案の検証を行う。

（事業の目標）

医療的ケアに精通した指導医による巡回指導及び試案を活用し、人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケア児に対する校内支援体制の充実を図る。

（研究仮説）

指導医による巡回相談及び試案の活用により、医療的ケア実施校における校内支援体制の見直し及び改善を図ることは、本道における高度医療的ケア児を含む医療的ケア児に対する校内支援体制の充実につながるのではないかと

（取組内容）

◆教育委員会としての取組

- 指導医の委嘱
- 巡回相談等実施にかかる調整
- 試案の検証及びハンドブックの作成
- 教職員の専門性向上に係る研修会の開催
- 小・中学校等に対する特別支援学校教職員等による巡回相談の実施
- 本事業の成果報告会の開催

◆特別支援学校における取組

- ① モデル校における取組
 - 巡回相談及び試案の活用による校内体制の改善
 - 作成会議への参画
- ② 研究協力校における取組
 - 巡回相談（校内研修会・検討会議含む）の実施
 - 試案の活用による校内体制の改善

（評価の観点及び評価の方法）

○ モデル校において、高度な医療的ケア実施にかかわる、校内の役割分担や緊急時の対応や関係機関との連携体制の構築等、校内支援体制が構築できたか。

・モデル校と研究協力校における医療的ケアに関する教員の意識や校内支援体制の状況に関する比較・検討

- モデル校及び研究協力校における校内体制充実に向けた取組の成果が、ハンドブックに反映されたか。
 - ・モデル校及び研究協力校の教職員に対する、試案及びハンドブックに対する意見聴取の実施

4 事業を通じて得られた主な成果

- 特別支援学校に対する指導医の巡回相談（7校11回）は、各学校に在籍する高度医療ケア児の障がいの状態や医療的ケアの内容、地域の実情等に応じた校内支援体制の充実につながった。
 - ・人工呼吸器を使用している生徒を保護者の付添いなしで受け入れていたモデル校2校においては、緊急時対応について見直したこと等により、校内支援体制の一層充実を図ることができた。
 - ・人工呼吸器を使用している生徒の保護者に付添いを求めていたモデル校では、保護者との共通理解に基づいて作成した基準に沿って、付添い負担の軽減を進め、学校生活の一部において、保護者の付き添い無しに学校生活を送れる体制を整備できた。
- 小・中学校に対する巡回相談（2校2回）は、当該学校における体制の見直しを行い、教員や看護師の不安を軽減するために有効な機会となった。
- これらの成果を活用し、各学校において、高度医療ケア児に対応した校内支援体制整備について検討するための「保護者の付添い体制検討シート」「人工呼吸器の必要な児童生徒等の受入れに関する検討シート」等を作成し、ハンドブックとして取りまとめることができた。
- 本事業の成果は、モデル校である道立特別支援学校1校を会場とした成果報告会において、道内外の教員や医療的ケアに携わる医療、福祉関係者等に周知した。その際には、同時双方向でやり取りできるよう道立特別支援学校6校とテレビ会議システムで繋いだほか、Webカメラを用いて全国の学校等39か所に会場の様子を発信する等、広く成果の普及を図ることができた。

また、道立特別支援教育センターWebページに「医療的ケア実施のためのハンドブック(改訂版)」や医療的ケア関連通知等を掲載した「医療的ケアポータルサイト」を開設し、今後も、本事業の成果等の普及を図っていくこととしている。

5 課題と今後の方策

- (1) 今後、モデル校以外に高度医療ケア児が在籍する場合や新たに医療的ケアを実施する学校において、医療的ケア児が安全・安心な環境の下学習できるようにするためには、指導医の助言が必要であり、道教委として、医療的ケアに関する巡回相談を今後も継続していく。
- (2) 医療の発展や制度改正等対応するため、指導医や学校看護師による検討の場を設け、「医療的ケア実施のためのハンドブック(改訂版)」及び「医療的ケアポータルサイト」を定期的に更新し、道立特別支援学校における医療的ケア実施体制の一層の充実を図るとともに、市町村立学校等における医療的ケアに関する専門性の向上等に努める。
- (3) 本道の、学校が広域に分散している特徴に対応するため、テレビ会議システムを活用して研修機会を拡充する等、教員や看護師等の医療的ケアに関する専門性の向上を図る。